また、現道は、交通事故が多発するおそれが大きいことから、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第3条第1項の規定に基づき、平成21年3月3日に特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定されている。

本件事業の完成により、歩道及び必要な車道幅員を有する道路が整備されることから、車両と歩行者等との交通が分離され、車両の安全かつ円滑な通行が確保されるほか、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、繁殖地となる樹木や採餌場となる水田の改変は極めて少なく、周辺に同様の生息環境が広く残存することから、本件事業の施行による影響は軽微であると予測されている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会との協議に基づき、慎重に工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づき、片側に歩道を有する2車線の道路を現道拡幅方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年8月18日に決定された都市計画と、のり面の形状及び本件区間における土地利用状況等を勘案した上で両側自転車歩行者道を片側歩道としたことを除き、基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず歩道が設置されていないなど、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県紀の川市役所

○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	A	九・一〇～四一・二〇（メートル）	七・〇七二（キロメートル）	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F	一六・三〇～九三・〇〇	四・六〇〇	
	後 G	九・一〇～四一・二〇	七・〇七二	
	A	九・一〇～四一・二〇	七・〇七二	
	B・C・D・E・F	一六・三〇～九三・〇〇	四・六〇〇	
	G	一六・三〇～九三・〇〇	四・六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河三国道事務所

○九州地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年九州地方整備局告示第五十五号前原都市計画道路事業三・四・二十号波多江泊線及び三・五・十号高田加布里線

三　事業施行期間　自平成十八年三月十四日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	糸島市二丈鹿家字羽坂一七八九番一から同市二丈鹿家字熊三〇三七番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十一日